

告 示

埼玉県告示第千百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク戸田氷川町店

埼玉県戸田市氷川町二丁目一番八号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 戸田市宅地開発事業等指導条例に基づく手続を行ってください。
- (2) 戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例に基づく手続を行ってください。
- (3) 路上駐車等が発生しないよう、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。
- (4) 周辺道路の交通量の多寡にに応じて、また、右折入庫待ちによる混雑防止や道路上での車両等の滞留を防止するため、交通整理員を配置するようお願いいたします。
- (5) 放置自転車防止対策について、警備員等による見回りや注意喚起について御配慮願います。
- (6) 駐輪場には防犯カメラや盗難防止看板の設置をお願いします。また、ATM設置の場合は警備員の巡回を実施するようお願いいたします。
- (7) 万引き対策として、万引きがしにくい環境づくりと店内放送の工夫をお願いいたします。
- (8) 戸田市立新曽小学校及び戸田市立新曽中学校の学区内であるため、特に児童生徒の登下校の時間帯（七時三十分～八時三十分、十四時三十分～十五時三十分）については、安全確保に御配慮願います。
- (9) 営業時間が午前九時から翌午前零時までとなっているが、県の青少年健全育成条例において、午後十一時以降の青少年のみの深夜徘徊を禁止していることから、午後十一時以降は、青少年への退店の促しや入店制限、また、店舗前、イートインコーナー、駐車場等での青少年のたむろ等に対して、声掛けや青少年として不適切な行動があった場合の指導等の対策を講じるようお願いいたします。

願います。

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和二年十一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター